

議案第44号

三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例の設定について

次のとおり三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月22日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給料の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長（以下「館長」という。）の給料の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（館長の給料の減額）

第2条 三朝町営国民宿舎ブランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例（平成14年三朝町条例第 号）第3条の規定にかかわらず、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間、館長に対しては、給料として、同条に規定する月額から当該月額の100分の5に相当する額を減じて得た額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成16年3月31日限り、その効力を失う。